



「実施要綱～本評価版～」の概要

広島大学大学院医歯薬学総合研究科
(薬学教育評価機構 基準・要綱検討委員会)
小澤光一郎



評価の目的および基本方針(1)

(薬学教育評価ハンドブック p.4)

- 1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

(基本方針)

- ① 「評価基準」に基づいた「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。
- ② 教育研究活動等に対するピア・レビューを中心とする評価を実施します。

* ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。

2



評価の目的および基本方針(2)

(ハンドブック p.4)

- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムに関わる教育研究活動等の改善を促進します。

(基本方針)

- ① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。
- ② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3



評価の目的および基本方針(3)

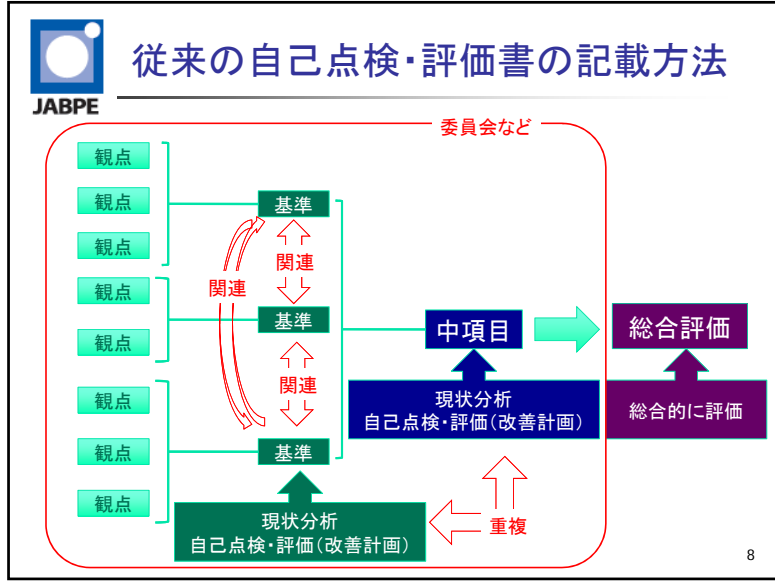
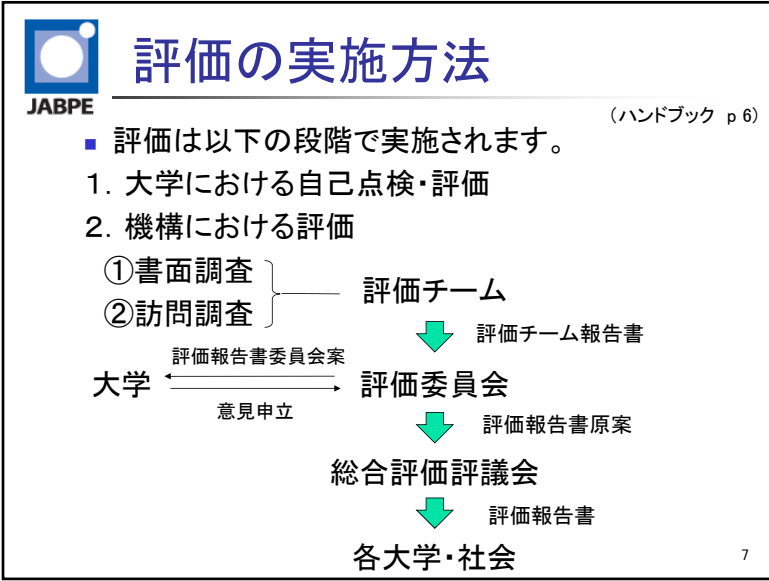
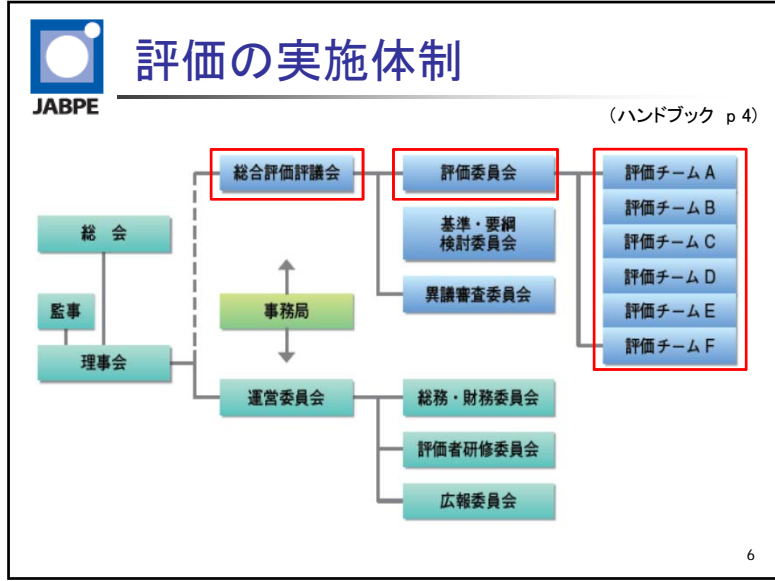
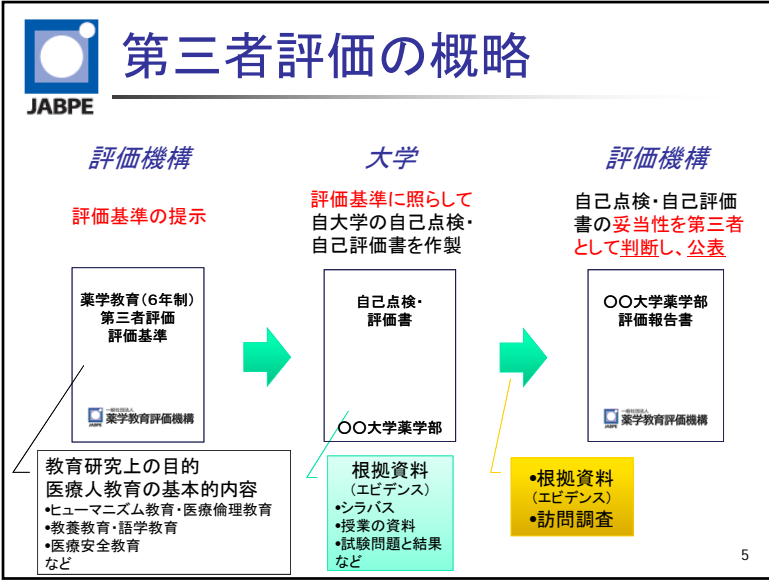
(ハンドブック p.4)

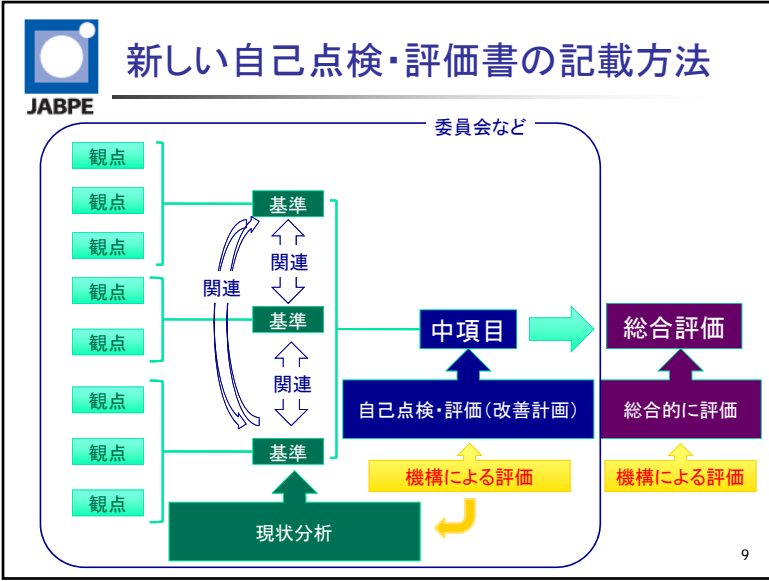
- 3) 評価結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

- ① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。
- ② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学に対して意見申立ての機会を設けます。
- ③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

4





評価基準

(ハンドブック p 202)

大項目	中項目	『基準』数	『観点』数
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1
	2 カリキュラム編成	2	7
薬学教育カリキュラム	3 医療人教育の基本的内容	8	25
	4 薬学専門教育の内容	4	9
	5 実務実習	9	29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2	9
学生	7 学生の受入	3	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6	17
	9 学生の支援	8	20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8
学習環境	11 学習環境	2	2
外部対応	12 社会との連携	2	2
点検	13 自己点検・評価	2	2
点検・評価 (合計数)		57	176

10

評価の結果

(ハンドブック p 6)

総合評価

「評価基準」の13の『中項目』

- ・総合的に適合水準に達している場合
→「適合」
- ・一部に問題があった場合(適合水準に達していない『中項目』があった場合)
→判定を保留し、評価を継続
- ・薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合
→「不適合」

11

- ## 評価結果の公表
- (ハンドブック p 6)
- ①薬学教育プログラムの総合評価の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに評価報告書をもって公表します。
 - ②評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<http://www.jabpe.or.jp>)への掲載等により公表します。
 - ③評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。)をウェブサイト(同上)に掲載します。
 - ④文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。
- 12



「改善すべき点」への対応

JABPE

(ハンドブック p.9)

- 1) 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「改善報告書」を機構に提出することとします。
- 2) 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について改善・改革の努力を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告してください。
- 3) 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。

13



再評価・追評価

JABPE

(ハンドブック p.9,10)

- 1) 再評価: 評価が継続
追評価: 「不適合」
- 2) 再評価の対象項目: 適合水準に達していないと判定された『中項目』に限定
追評価の対象項目: 非常に重大な問題があると判定された『中項目』に限定
- 3) 「適合」認定: 対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達している。
- 4) 「不適合」認定: 対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していない。

14



9. 評価の時期

JABPE

- 7年サイクル: 機関別評価と同じ
- 6年間のプログラムを次の1年で自己点検・評価

H24年	H25年	1	2	3	4	5	6	7	1	2
自己点検	第三者評価						自己点検	第三者評価		
適合認定								適合認定		

15



9. 評価の時期

JABPE

- 7年サイクル: 機関別評価と同じ
- 6年間のプログラムを次の1年で自己点検・評価

H24年	H25年	1	2	3	4	5	6	7	1	2
自己点検	第三者評価						自己点検	第三者評価		
適合認定								適合認定		
		改善計画	再評価申請	再評価			自己点検	第三者評価		
評価継続中				適合認定						
		改善	追評価申請	追評価			自己点検	第三者評価		
不適合				適合認定						

16



「認定」の取消し

JABPE

(ハンドブック p.8)

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間(機構による適合認定が有効である期間)、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、**重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実**が存在することが判明した場合は、総合評価評議会判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがあります。

17



教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

JABPE

(ハンドブック p.10)

- 1)各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める**重要事項の変更**が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届け出なければならないものとします。
- 2)届出を必要とする大きな変更内容とは、**認定の結果に影響を与えるもの**とします。
- 3)届出があった場合、その内容についての審査を行います。
- 4)審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。

18



異議申立てについて

JABPE

(ハンドブック p.11)

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「**不適合**」と判定され公表された大学には**異議申立ての機会**を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される**異議審査委員会**を総合評価評議会の下に設置し、**審査**を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。

19



JABPE

ご清聴ありがとうございました。
本評価へのご協力をお願いいたします。